

さいたま市告示第 1103 号

さいたま市立浦和大里小学校プール管理運営業務について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、公金の徴収に関する事務（以下「公金事務」という。）を委託するので、同条第 2 項の規定により下記のとおり告示する。

令和 7 年 7 月 3 日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 業務名

さいたま市立浦和大里小学校プール管理運営業務

2 指定公金事務取扱者

- (1) 名称 株式会社ケント・コーポレーション
- (2) 住所又は事務所の所在地 さいたま市浦和区本太 2-9-24

3 指定公金事務取扱者として指定した日

令和 7 年 6 月 16 日

4 指定公金事務取扱者に公金事務を委託する日

令和 7 年 8 月 1 日

5 委託する期間

令和 7 年 8 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

6 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出

- (1) 使用料

7 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所教育委員会事務局管理部学校施設管理課企画管理係
- (2) 電話 048（829）1639